

第2回八王子市景観審議会

－会議録要旨－

平成23年8月9日

サザンスカイタワー八王子 3階 バンケットルーム

八王子市景観審議会事務局

会議名	第2回八王子市景観審議会										
開催日時	平成23年8月9日（火曜日）午後7時00分～午後9時35分										
開催場所	サザンスカイタワー八王子 3階 バンケットルーム										
出席委員	<table> <tr> <td>倉田 直道 委員</td> <td>町田 典子 委員</td> </tr> <tr> <td>亀山 章 委員</td> <td>岡本 栄二 委員</td> </tr> <tr> <td>吉田 慎悟 委員</td> <td>河野 希栄 委員</td> </tr> <tr> <td>川原 晋 委員</td> <td>小池 正男 委員</td> </tr> <tr> <td>今泉 満政 委員</td> <td>平田 徳恵 委員</td> </tr> </table>	倉田 直道 委員	町田 典子 委員	亀山 章 委員	岡本 栄二 委員	吉田 慎悟 委員	河野 希栄 委員	川原 晋 委員	小池 正男 委員	今泉 満政 委員	平田 徳恵 委員
倉田 直道 委員	町田 典子 委員										
亀山 章 委員	岡本 栄二 委員										
吉田 慎悟 委員	河野 希栄 委員										
川原 晋 委員	小池 正男 委員										
今泉 満政 委員	平田 徳恵 委員										
欠席委員	なし										
市出席職員	まちなみ整備部長										
事務局	<table> <tr> <td>市街地整備課長 長谷川</td> <td>市街地整備課主査 立川</td> </tr> <tr> <td>市街地整備課主査 草間</td> <td>市街地整備課主事 高塚</td> </tr> </table>	市街地整備課長 長谷川	市街地整備課主査 立川	市街地整備課主査 草間	市街地整備課主事 高塚						
市街地整備課長 長谷川	市街地整備課主査 立川										
市街地整備課主査 草間	市街地整備課主事 高塚										
議題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）諮問第1号 八王子市景観計画（案）の決定について</p> <p>（2）その他</p> <p>3 連絡事項等</p> <p>4 閉会</p>										
公開・非公開の別	公開										

傍聴人	なし
配付資料	<p>次第</p> <p>諮問第1号資料 八王子市景観計画（案）の決定について</p> <p>資料1 八王子市景観計画（案）</p> <p>資料2 『八王子市景観計画（案）』の修正箇所一覧</p> <p>資料3 パブリックコメントの結果について</p> <p>資料4 説明会（街づくり協議会）における質疑要旨と回答</p> <p>届出の事例 資料</p> <p>八王子市景観条例</p> <p>第1回八王子市景観審議会 会議録</p> <p>第1回八王子市景観審議会 会議録要旨</p>

<凡例>

- 会) : 会長発言
- 委) : 委員発言
- 事) : 事務局発言

[午後7時00分開会]

【開会】

- 第1回景観審議会会議録の公開について決定。
- 第2回景観審議会の公開について、議事の一部、特定の個人が識別できる内容について会議録公開にあたって配慮するとともに、関連資料を非公開とすることを決定。

【議事（1） 諮問第1号 八王子市景観計画（案）の決定について】

- 事務局より、八王子市景観計画（案）について、第1回審議会以降の手続きや修正箇所を中心に説明。

委) 景観計画（案）に対するパブリックコメント実施にあたって説明会を実施するという話だったが、どのような議論があったのか。また、提示された景観計画（案）に込めた市の思いを改めて聞きたい。

事) 説明会は、6箇所延べ11人の参加という状況で、その地域の課題に焦点を当てた議論はできなかった。多かった意見としては、屋外広告物を景観計画ではどう捉えていくのかということがあり、東京都の屋外広告物条例の取り組みと連携して進めていきたいと考えている旨説明した。

景観計画(案)に込めた思いという点では、重点地区における取り組みが非常に重要であり、できるだけ多くの案件について協議誘導を図り、「よりよい景観」を少しでも目に見えるようなものにしていく取り組みを展開していきたいと考えている。

委) 屋外広告物については、どのような取り組みを考えているか。

事) 景観計画(案)には、景観という視点からの広告物の掲出についての考え方を示しており、それを理解し守っていただけるよう協議を進めていきたい。

委) 建物外装色への、コーポレートカラーの利用についてはどのように考え、どこまで踏み込んでいくのか。

委) コーポレートカラーだからといって、建物全体を景観計画の基準に合わない色で塗るということは駄目だということは、かなり理解をされてきていると思う。ただし、屋外広告物条例においては大きさや安全性の観点での取り組みとなるため、景観の取り組みでは、「見え方」についての取り組みを考えなければならない。

事) 先行して景観計画を運用している自治体で、屋外広告物についての独自のガイドラインを作成して取り組んでいる例もあり、参考にして取り組みを進めていきたい。

委) 景観計画のガイドラインを作るという話があったが、屋外広告物について「こういうものが望ましい」というイメージを掲載できるとよいのではないか。

委) 重点地区についても、なぜその地区が指定されたのか、なぜ小さい規模のものでも届出をしなければいけないか、という考え方をガイドラインではっきりと示す必要があるのではないか。

事) ガイドラインで、しっかりと提示できるようにしていく。

また、多くの方は東京都が景観計画を運用してきたことを知らない状況なので、普及啓発にしっかり取り組んでいく。

委) 高速道路や墓地等について、景観上の緩和策等を提示していけないか。

事) 景観の観点からの配慮を促していくことが景観計画で進めていく景観づくりの役割だと考えている。八王子市の景観をどうしていくかという考え方を具体的に明示しているので、普及啓発も含めて発信していきたい。

委) 策定から8年経った「八王子ゆめおりプラン」と整合をとっているという説明だが、まちの様子等が急激に変化している中で、現状と合わない計画になってしまっていないか。

事) 上位計画である「八王子ゆめおりプラン」を踏まえつつ、現状のまちの状況も調査等を通じて確認した上で計画策定を進めてきており、現状と合わない計画にはなっていないと考えている。

委) 公共施設の整備については、ガイドラインの作成や関連する所管部局との調整等が今後の宿題になるか。

事) 具体的なものはまだないが、関係所管との連携により、取り組みを積み重ねていきたいと考えている。

委) 普及啓発についてはどのようなことを考えているのか。

事) 平成15年度から継続して開催している「都市景観セミナー」の企画に工夫を凝らしながら普及啓発を進めていきたいと考えている。

委) 景観づくりを、身近な問題として目に見える形で提示していくことが大切である。

会) 本審議会での意見は、概ね今後の運用に関する具体的な取り組みについてのことであったと思う。本日提案のあった景観計画(案)を、八王子市の景観計画(案)として決定することに同意していただけるか。

(「異議なし」の声あり)

会) では、そのように決定する。

【議事(2) その他 ①届出案件の事例について(意見聴取)】

○事務局より、下記2件の届出案件の事例を紹介し、今後の対応についての意見を聴取。

[1] 竣工間近で届出書類の提出があった案件

・色彩基準の数値範囲を逸脱 ⇒ 指摘後、基準範囲内の数値に差替え

[2] 工業団地のルールと、使用する塗料により色彩基準に適合しない案件

・工業団地のルール(不文律) ⇒ 基準範囲外のルールが存在

景観計画の色彩基準を受けて、適合範囲に収まるよう計画変更

・遮熱塗料の使用 ⇒ 機能上明度を上げる必要があり、基準を超える

[1] について

委) 書類上の操作だけという可能性がある。完了届出でチェックするというのはよいが、その結果問題があった場合にどうするか。

委) 竣工間近ということは使用する建材が決まっているのだから、サンプルを提出させて測ってみるのがよい。また、数値基準の中に収まっているからといって、丘陵地景観基本軸の中で周辺との調和が図られている訳ではないので注意が必要。

委) 少なくとも、二度とおなじようなことをしないよう指導することが必要。

[2]について

委) 今回の案件では、外壁色を色彩基準内に計画変更したとのことだが、今後の工場の建て替え等に関して、団地のルールのあり方について協議する必要がある。

委) 遮熱塗料については、明度による遮熱効果の変化を示す科学的データをメーカーに提示してもらう必要がある。

事) 今後、このような案件は専門部会に諮っていく。

【議事(2) その他 ②景観アドバイザーについて(意見聴取)】

○事務局より、景観アドバイザー制度の考え方について説明。

- ・景観審議会委員の学識委員、専門部会の委員にアドバイザー登録をしていただき、個別相談に対して謝礼を支払える制度として運用を開始したい。
- ・専門部会(制度部会)において、その後の景観アドバイザー制度のあり方について検討していただきたい。

委) アドバイザーとして関わった案件が、景観形成基準に適合しない場合等で景観審議会にかけられる場合、同じ人が違う立場でその案件に関わり、その都度謝礼をもらうというのは、制度として矛盾する。

委) 景観審議会の専門部会(協議審査部会)を設置して、それを補完するための景観アドバイザーという位置づけで考えるべきである。

事) 景観アドバイザー制度のあり方については再考する。

【連絡事項等】

事) 本日同意いただいた景観計画(案)は、八王子市経営会議に付議し、八王子市都市計画審議会の意見を聴いた上で、市長決裁により景観計画として決定する。手続きの中で大きな変更があれば、再度景観審議会を開催させていただく場合もある。

10月1日に景観計画の運用を開始できるよう策定手続きを進めるとともに、専門部会の設置準備を進め、次回の景観審議会の開催は10月以降、改めて調整させていただく。

[午後9時35分閉会]